

別表第1（第2条、第9条関係）

水質検査項目

No	項目名	基準
1	一般細菌	1ml の検水で形成される集落数が 100 以下であること。
2	大腸菌	検出されないこと。
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01 mg/1 以下であること。
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/1 以下であること。
34	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3 mg/1 以下であること。
37	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05 mg/1 以下であること。
38	塩化物イオン	200 mg/1 以下であること。
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/1 以下であること。
40	蒸発残留物	500 mg/1 以下であること。
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3 mg/1 以下であること。
47	pH 値	5.8 以上 8.6 以下であること。
48	味	異常でないこと。
49	臭気	異常でないこと。
50	色度	5 度以下であること。
51	濁度	2 度以下であること。

備考 この表における項目名は、水質基準に関する省令（平成 15 年厚生労働省令第 101 号）に規定する項目の一部である。